

## 平成30年度 第10回 教育委員会議事録

### 1 開催日及び場所

平成31年3月25日（月） 午後1時30分から午後2時50分  
山県市役所3階 301会議室

### 2 議事日程

- 日程第1 第8回、第9回議事録の承認
- 日程第2 議事録署名者の指名
- 日程第3 教育長の報告
- 日程第4 議第22号 平成31年度山県市教育委員会事務局及び教育機関の職員の  
任免について
- 日程第5 議第23号 山県市教育委員会嘱託員の設置等に関する規則の一部を改正  
する規則について
- 日程第6 議第24号 山県市スクールソーシャルワーカー設置要綱について
- 日程第7 議第25号 山県市特別教育サポーター設置要綱について
- 日程第8 議第26号 山県市公民館職員の任命及び任期に関する要綱の一部を改正  
する訓令について
- 日程第9 議第27号 施設整備計画の事後評価について
- 日程第10 議第28号 山県市重要文化財の指定について
- 日程第11 その他

### 3 出席者

教育長職務代理者 川田 八重子

委員 江崎 由里香

委員 大野 良輔

委員 千葉 純

事務局 学校教育課長 鬼頭 立城  
生涯学習課長 土井 義弘  
中央公民館長 堀 邦利  
学校教育課 恩田 拓充 衣笠 みつ美

### 4 欠席者

教育長 伊藤 正夫

## 5 会議次第

(午後1時30分 開会)

川田職務代理者 ただ今より、平成30年度第10回教育委員会を開催いたします。

日程第1、第8回、第9回議事録の承認について。

事務局に説明を求めます。

事務局（恩田） 日程第1、第8回、第9回議事録の承認について。

委員の皆様には、前もって議事録を送付させていただいておりますので、要点のみ説明させていただきます。

資料ナンバー1をご覧ください。

最初に平成30年度、第8回教育委員会議事録ですが、会議は平成31年2月21日、木曜日、午前9時30分から午前10時30分まで、山県市役所3階、301会議室において開催いたしました。

出席者は、委員4名、教育長、事務局6名でした。

議事日程は、前回議事録の承認、議事録署名者の指名があり、教育長の報告として市の歴史民俗資料館の利用推進など3点の報告がありました。

議事としまして、山県市放課後子ども教室推進事業実施要綱の一部を改正する要綱についてなど4議案を審議のうえ決定いたしました。

続いて、平成30年度、第9回教育委員会議事録ですが、会議は平成31年3月5日、火曜日、午前11時30分から午後0時まで、山県市役所3階、301会議室において開催いたしました。

出席者は、委員4名、教育長、事務局6名でした。

議事日程は、議事録署名者の指名があり、議事としまして、平成31年度教職員人事についての1議案を審議のうえ決定いたしました。

以上でございます。

川田職務代理者 ただ今の事務局からの説明につきまして、ご意見ご質問等ございましたら、お願いします。

ご質問が無いようですので、第8回、第9回議事録の承認について、承認します。

続きまして、日程第2、議事録署名者の指名について、今回は、大野委員を指名します。

大野委員 はい。

川田職務代理者 続きまして、日程第3、教育長の報告について、教育長の代理として学校教育課長に報告を求めます。

学校教育課長 1点報告させていただきます。先日の3月市議会で新しい教育長の任命

同意がなされまして、4月1日から服部和也氏が教育長に就任されまして、伊藤前教育長の残任期間であるあと約2年間、教育長の職務をすすめていただくこととなります。服部新教育長の簡単な略歴ですが、年齢は現在58歳で、住所は山県市高富となります。岐阜大学教育学部を卒業されて、最初は八百津町の中学校に赴任されました。その後は学校での勤務と教育行政に関わる勤務がおよそ半分ずつで、主に岐阜市及び岐阜県の教育委員会に勤務され、現在は岐阜県教育委員会義務教育総括監を務めてみえます。この3月31日に退職されて、4月1日から山県市教育長に就任される予定でございます。

以上でございます。

川田職務代理者 ただ今の報告について、ご質問等ございましたら、お願いします。

ご質問等ございませんか。

ご質問が無いようですので、次にまいります。

日程第4、議第22号、平成31年度山県市教育委員会事務局及び教育機関の職員の任免についてを議題とします。

この議題は、人事案件のため、山県市教育委員会会議規則第13条に基づき、秘密会として審議することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

川田職務代理者 異議なしと認めまして、本議案の審議は秘密会とします。

議場を閉鎖してください。

(議場の閉鎖)

(非公開案件) (議第22号、平成31年度山県市教育委員会事務局及び教育機関の職員の任免について、決定)

(議場閉鎖の解除)

川田職務代理者 続きまして、日程第5、議第23号、山県市教育委員会嘱託員の設置等に関する規則の一部を改正する規則についてを議題とします。

事務局に説明を求めます。

事務局(恩田) それでは、資料ナンバー3をご覧ください。

議第23号、山県市教育委員会嘱託員の設置等に関する規則の一部を改正する規則について。

山県市教育委員会嘱託員の設置等に関する規則の一部を改正する規則に

ついて別紙のとおり定めるものとする。

平成31年3月25日提出、山県市教育委員会、教育長、伊藤正夫。

次のページに改正理由がございますが、人事院規則及び運用についての改正がありまして、地方公務員法における均衡の原則により、非常勤職員の勤務条件を一般職員と同じようにしていくための改正が主なものとなります。また、後ほど設置要綱の審議をお願いいたしますが、新しくスクールソーシャルワーカーの職種を加える改正も同時に行います。勤務条件の改正では、年次有給休暇の繰越しと結婚休暇を新設し、無給休暇を取得できる職員の範囲を明記しました。別紙の新旧対照表により改正箇所をご確認いただければと思います。

以上でございます。

川田職務代理者 ただ今の事務局からの説明につきまして、ご意見ご質問等ございましたら、お願いします。

大野委員 新旧対照表の第11条で、職員となっているところを嘱託員に変えるということでしょうか。

事務局（恩田） はい、実はこの部分は字句の誤りで、嘱託員とすることが正しいので、今回あわせて改正します。

大野委員 第12条の旧の欄ですが、有給休暇となっていて給が抜けているように思いますが。

事務局（恩田） 失礼しました。これは記載間違いで、有給休暇ですので、訂正をお願いします。

大野委員 第2条のスクールソーシャルワーカーですが、山県市は今回初めて設置するものですか。

学校教育課長 今までは県の方に設置されておりまして、各学校が申請して派遣していただくようなかたちでしたが、今回、市の方でも設置したいということで、しばらくは、主任教育相談員の方に兼務していただきます。

江崎委員 スクールソーシャルワーカーの方の資格などはどのようになりますか。

学校教育課長 後ほどの設置要綱の審議のところでもみていただきますが、県などは社会福祉士の資格を持っている方となっておりますが、市の方はそこまでの要件は付けておりませんで、研修会などの修了証を受けている方などとしています。今は虐待や子ども相談所との連携などの問題がありまして対応が必要になってくるかと思われませんが、来年度スクールソーシャルワーカーになっていただく方は、子ども相談所の勤務の経験もありますので、適任ではないかと考えております。

川田職務代理者 ほかにご意見などございませんでしょうか。

それでは、ご意見がないようですので、お諮りいたします。

議第23号、山県市教育委員会嘱託員の設置等に関する規則の一部を改正する規則について、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

川田職務代理者 異議なしと認めまして、山県市教育委員会嘱託員の設置等に関する規則の一部を改正する規則について、決定します。

続きまして、日程第6、議第24号、山県市スクールソーシャルワーカー設置要綱について、及び日程第7、議第25号、山県市特別教育サポーター設置要綱についてを一括議題とします。

事務局に説明を求めます。

事務局(恩田) それでは、まず、資料ナンバー4をご覧ください。

議第24号、山県市スクールソーシャルワーカー設置要綱について。

山県市スクールソーシャルワーカー設置要綱を別紙のとおり定めるものとする。

平成31年3月25日提出、山県市教育委員会、教育長、伊藤正夫。

続きまして、資料ナンバー5をご覧ください。

議第25号、山県市特別教育サポーター設置要綱について。

山県市特別教育サポーター設置要綱を別紙のとおり定めるものとする。

平成31年3月25日提出、山県市教育委員会、教育長、伊藤正夫。

この両議案は、平成31年度から、山県市スクールソーシャルワーカーと山県市特別教育サポーターという役職を新たに設置したいということで、それぞれ設置要綱を定めるものでございます。

まず山県市スクールソーシャルワーカー設置要綱ですが、山県市立学校における児童生徒等へのいじめ、不登校、暴力行為、児童虐待等、生徒指導上の課題に対応するため、関係機関との調整を行いながら児童生徒を取り巻く環境の改善を図り、学校における教育相談体制を整備することを目的に、社会福祉等の専門的な知識、技術をもつスクールソーシャルワーカーを設置する要綱を定めるものです。設置要綱の第1条の設置につきましては、今の制定理由のとおりでありまして、第2条にはスクールソーシャルワーカーの職務があげてあります。第3条には各号にあります条件に該当する方に教育委員会が委嘱するとしてありまして、第4条に勤務時間等があげてあります。要綱は平成31年4月1日から施行を予定しております。

続きまして、山県市特別教育サポーター設置要綱ですが、山県市立学校における児童生徒の学習指導及び自立支援や学習支援のため、山県市特別教育サポーターを設置する要綱を定めるものです。設置要綱の第1条に要綱の趣旨がありまして、第2条に特別教育サポーターの職務があげてあります。第3条が委嘱となっておりまして、教員免許を有する者のうちから教育委員会が委嘱するとしております。第4条が勤務時間等、第5条が服務の規定となっておりまして、要綱は平成31年4月1日から施行を予定しております。現在の教育サポーターよりもう少し踏み込んで児童生徒の学習指導などをさせていただく方を設置するための要綱となっております。

以上でございます。

川田職務代理者 ただ今の事務局からの説明につきまして、ご意見ご質問等ございましたら、お願いします。

大野委員 特別教育サポーターは、学習指導と学習支援が主となるのですか。

学校教育課長 教育サポーターと違って特別としましたのは、指導ができるようにしたということです。今までは支援のみでしたが、学習指導を付加しました。具体的には第2条の職務の第1号から第5号までが付加されたもので、授業ができるということになります。

大野委員 人材を見つけるのは大変ではないですか。

学校教育課長 現在の教育サポーターの方もほとんどの方が教員免許を持っていて、授業を行うことができます。今回の人事では、今までの教育サポーターを10名から7名に減らし、新たに3名の特別教育サポーターを配置するもので、来年度特別教育サポーターとなる予定の方は、今まで教育サポーターを勤めていた方を含め、全員教育現場での経験のある方です。

大野委員 職務の内容をみると現職の教員と変わらないようなので、かなり大変ではないかと思えます。

学校教育課長 今回3名の特別教育サポーターを配置するのは、複式学級のある学校でして、まずは2学年一緒の授業で、1学年は担任が、もう一学年は特別教育サポーターが行うなどをするために配置いたします。

千葉委員 今までの教育サポーターより高度な内容となるのですか。

学校教育課長 要は授業が行えるということになります。今までの教育サポーターは、支援のみで授業が行えませんでした。が、授業が行え、評価もできることになります。

江崎委員 給与面などの待遇も違うことになりますか。

学校教育課長 給与面は県の非常勤講師と同等としており、教育サポーターより増えま

すが、その分責任も増えます。

江崎委員 今後も複式学級のある学校に、特別教育サポーターが配置される可能性が高いですか。

学校教育課長 はい。

川田職務代理者 ほかにご意見などございませんでしょうか。

それでは、ご意見がないようですので、お諮りいたします。

議第24号、山県市スクールソーシャルワーカー設置要綱について、及び議第25号、山県市特別教育サポーター設置要綱について、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

川田職務代理者 異議なしと認めまして、山県市スクールソーシャルワーカー設置要綱について、及び山県市特別教育サポーター設置要綱について、決定します。

続きまして、日程第8、議第26号、山県市公民館職員の任命及び任期に関する要綱の一部を改正する訓令についてを議題とします。

事務局に説明を求めます。

事務局(恩田) それでは、資料ナンバー6をご覧ください。

議第26号、山県市公民館職員の任命及び任期に関する要綱の一部を改正する訓令について。

山県市公民館職員の任命及び任期に関する要綱の一部を改正する訓令を別紙のとおり定めるものとする。

平成31年3月25日提出、山県市教育委員会、教育長、伊藤正夫。

次のページに改正理由と改正する訓令がありますが、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が来年4月1日に施行され、それによって現在の非常勤や臨時の職員は、全て会計年度任用職員となります。従って公民館長や公民館主事も会計年度任用職員となる訳ですが、基本的に会計年度任用職員は任期が1年となっております。一方、山県市公民館職員の任命及び任期に関する要綱では、公民館長、公民館主事の任期が2年となっておりますので、地方公務員法等を改正する法律の施行との整合性を図るため、要綱を改正して、その任期を2年から1年に変更するものです。改正の内容は、第4条中にあります任期を1年に改めるものです。

以上でございます。

川田職務代理者 ただ今、事務局からの説明につきまして、ご意見ご質問等ございましたら、お願いします。

大野委員 国の法律改正にあわせるために改正すると認識すればよろしいでしょう

か。

事務局（恩田） はい、来年4月から全国的に制度が変わりまして、現在の非常勤や臨時の職員は全て会計年度任用職員ということになりまして、基本的に任期は1年となりますが、たまたま公民館長、公民館主事につきましては、任期を2年と定めた規定がありますので、整合性をとるために今回改正するものです。

大野委員 他の職についても、任期の規定がないか精査する必要があるのではないですか。

事務局（恩田） 他の職につきましては、先ほど審議いただいた嘱託員の設置等に関する規則や市の臨時職員取扱要綱にある、任期を1年とするとの規定を適用しておりまして、個別の設置要綱等には任期の規定がありませんので、ほかに該当するものは無いと思われま。

生涯学習課長 今まで全国的に臨時職員というのは様々な形態があつて問題となつておりましたので、臨時職員のあり方を明確にするということで会計年度任用職員の制度が再来年度から始まりますが、任期が2年ですと来年度任命した方が任期をまたいでしまいますので、今回で改正するという事です。

千葉委員 規定上は1年の任期となりますが、これによって実際に館長や主事が毎年変わるということはないですね。

中央公民館長 公民館の館長や主事は、地域の方で決めていただいておりますが、再任は妨げませんので、今後も地域のルールに従つての交代になるかと思いますが、正式には1年の任期になるということです。

川田職務代理者 ほかにご意見などございませんでしょうか。

それでは、ご意見がないようですので、お諮りいたします。

議第26号、山県市公民館職員の任命及び任期に関する要綱の一部を改正する訓令について、ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

川田職務代理者 異議なしと認めまして、山県市公民館職員の任命及び任期に関する要綱の一部を改正する訓令について、決定します。

続きまして、日程第9、議第27号、施設整備計画の事後評価についてを議題とします。

事務局に説明を求めます。

事務局（恩田） それでは、資料ナンバー7をご覧ください。

議第27号、施設整備計画の事後評価について

山県市公立学校等施設整備計画の目標達成状況に係る評価、事後評価に

ついて、別紙のとおり意見を申し出るものとする。

平成31年3月25日提出、山県市教育委員会、教育長、伊藤正夫。

国の補助金等をいただいて学校の施設整備を行う場合、事前に施設整備計画をたて、事業実施後に計画に対する評価をしなければならないとなっております。それで市内小中学校の空調設備整備と小学校2校の屋内運動場のトイレ改修を平成28年度から29年度の年次計画としてたてまして、昨年度に事後評価を行いました。一部事業が本年度への繰越となり、その繰越分も完了しましたので、再度事後評価を行うものです。事後評価については、事務局の自己評価に加え、教育委員会としての所見も反映したいので、意見を申し出るものとします。それで教育委員会の所見としましては資料あるとおりとし、目標を達成しているとして事後評価の案としましたので、よろしく願いいたします。ちなみに本年度に繰越したものは、伊自良中学校の空調整備になります。

以上でございます。

川田職務代理者 ただ今、事務局からの説明につきまして、ご意見ご質問等ございましたら、お願いします。

大野委員 事業ごとの実施状況の表の上から2つ目まで、大規模改造、障害となっておりますが、この言葉は使うのですか。

事務局（恩田） はい、この手続の様式の用語として使っております。事業としては、多目的トイレの整備となります。

江崎委員 空調整備で伊自良中学校は1年遅れたのですか。

学校教育課長 普通教室の方は他の学校と一緒に平成29年度に終了しまして、繰越しましたのは、職員室等の空調設備の取替になります。

川田職務代理者 ほかにご意見などございませんでしょうか。

それでは、ご意見がないようですので、お諮りいたします。

議第27号、施設整備計画の事後評価について、ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

川田職務代理者 異議なしと認めまして、施設整備計画の事後評価について、決定します。

続きまして、日程第10、議第28号、山県市重要文化財の指定についてを議題とします。

事務局に説明を求めます。

事務局（恩田） それでは、資料ナンバー8をご覧ください。

議第28号、山県市重要文化財の指定について

山縣市文化財保護条例第4条第1項の規定により、山縣市重要文化財を別紙のとおり指定するものとする。

平成31年3月25日提出、山縣市教育委員会、教育長、伊藤正夫。

次のページに山縣市重要文化財の指定とありますが、伊自良地域にあります東光寺の本堂を市の重要文化財に指定したいというものであります。本堂、1棟で、所在地は山縣市小倉、所有者は東光寺、種類は建造物となります。内容、史実、由来等は、資料に記載されたとおりとなりますが、こちらは東光寺からの申請書に記載していたものとなります。次に名古屋工業大学大学院教授による、東光寺本堂の文化的価値に関する所見がありますが、その最後に、山縣市重要文化財としての十分な価値が認められるとありまして、市の文化財審議会に諮問をいたしまして答申をいただいておりますので、今回指定するものです。

以上でございます。

川田職務代理者 ただ今、事務局からの説明につきまして、ご意見ご質問等ございましたら、お願いします。

大野委員 東光寺から申請があったのでしょうか。

生涯学習課長 はい、申請がありまして、手続としましては、専門家の方に何回か現場を調査していただき、調査の結果を市の文化財審議会にかけまして、適当かどうかの答申をいただくということになります。何度か改修されていますが、主要部分は大変貴重なものだという所見をいただいております。

千葉委員 指定に際して、何年経過しているとか明確な基準とかがありますか。

生涯学習課長 細かな基準はありませんが、専門的な調査、確認をして総合的に判断いたします。

大野委員 文化財に指定されるとどのようなメリットがあるのですか。

生涯学習課長 壊れた場合とかに、少額ですが補助金が出ます。

千葉委員 よく聞くのは指定されると勝手に改修できなかつたりするというのがあるかと思いますが。

生涯学習課長 はい、勝手に改修などはできなくなります。

大野委員 わずかとはいえ宗教的な施設に補助金とかが入ることは、どうなのですか。

生涯学習課長 壊れた部分とかについて少額の補助金が出るのみでして、基本的には所有者の方が自分で負担することになります。

千葉委員 椽皮葺は維持していくのが大変だと思いますが、管理しやすい瓦葺きに変えるなどが指定されると出来なくなると思います。檀家の方々がそのこ

とを了承していれば良いのですが。

生涯学習課長 実際には補助金を出すことは非常に稀で、今までほとんど事例もありません。

川田職務代理者 30年に1回、桧皮の葺き替えをするとありますが、そのような場合はどうなのでしょう。

生涯学習課長 そのようなときに補助金は出ないと思います。基本的には所有者の自己負担となると思います。

大野委員 そのようなところを十分理解していただくようにしてください。

生涯学習課長 了解しました。いろいろな面で理解していただくように努めていきたいと思えます。

川田職務代理者 ほかにご意見などございませんでしょうか。

それでは、ご意見がないようですので、お諮りいたします。

議第28号、山県市重要文化財の指定について、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

川田職務代理者 異議なしと認めまして、山県市重要文化財の指定について、決定します。続きまして、日程第11、その他について、何かございますか。

生涯学習課長 お配りしましたパンフレットですが、明智光秀ゆかりの地として市全体でPRしていくためのものと大桑城の登山マップで、大河ドラマとの連携を踏まえて今回作成いたしました。来年度は看板の修復、設置等を行いますが、観光と歴史とを連携しながら進めていく予定でありますので、よろしくご承知おきください。

川田職務代理者 その他よろしいでしょうか。

それでは、以上をもちまして、本日の議事日程を全て終了いたします。

これをもちまして、平成30年度第10回教育委員会を閉会いたします。

(午後2時50分 閉会)

上記議事録は正当であることを認め署名します。

山県市教育委員会

教育長職務代理者 川田 八重子

教育委員 大野 良輔